

欧州連合商標改正関連規定、10月1日から適用

2017年9月27日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合商標改正関連規定が10月1日から適用となる。欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、この改正の概要について、同庁のウェブサイトにて公表した。

欧州における商標制度改革については、2015年12月、欧州議会が、共同体商標規則の改正を含む商標制度改革パッケージ法案について、EU理事会の立場を承認する立法決議を採択し、これを受け、この改革パッケージ法案に基づく欧州連合商標規則が、2016年3月23日に施行されていた。そして、この施行により、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）から欧州連合知的財産庁（EUIPO）への改称や、共同体商標（CTM）から欧州連合商標（EUTM）への改称、料金の変更等といった点が改正された一方、欧州連合商標規則において、実施細則の策定を伴う一部の規定については、2017年10月1日から適用となる旨定められていたところである。

10月1日から適用となる主な改正内容は以下のとおり。

(1) 写実的表現（Graphical Representation）要件の廃止

欧州連合商標を出願する際、従来は、出願書類において商標を写実的に表現（Graphical Representation）しなければならない旨規定されていたが、この要件が廃止となる。具体的には、例えば、音の商標を出願する際、楽譜（musical notation）による出願に加えて、音を再現する音声ファイルによる出願も可能となる¹。

(2) EU 証明商標制度の導入

EUにおいて新たに証明商標制度（Certification Marks）が導入される。証明商標とは、商品又はサービスが、証明商標の権利者が定めた一定の基準（例：製品に使用される素材、製造方法、品質等（地理的出所は除く））に適合することを識別するために使用される商標であり、これにより、証明商標を付されていない商品又はサービスと区別することが可能となる²。

¹ 商標出願の際には、一般的に利用可能な技術（generally available technology）を用いた形式で出願しなければならない等、他の要件も満たす必要がある。

² EUIPOのウェブサイトにおいて、証明商標は、例えば次のように説明されている：

“The European Union certification mark is defined as a mark that is “capable of distinguishing goods or services which are certified by the proprietor of the mark in respect of material, mode of manufacture of goods or performance of services, quality, accuracy or other characteristics, with the exception of geographical origin, from goods and services which are not so certified.”

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/certification-marks>

(3) 手続面での変更

欧州連合商標出願において、従来は出願から 2 か月以内であれば優先権の主張に係る書類を提出することが可能であったが、本改正により、優先権の主張は出願時に行わなければならない等、手続面における技術的な変更が加えられている。

－ EUIPO のウェブサイトは、以下参照 －

[New EU trade mark regulation](#)

[FAQs Changes applying as and from 1 October 2017](#)

－ 欧州連合商標制度改正に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州共同体商標意匠庁、欧州連合商標規則施行により欧州連合知的財産庁へ（2016年3月22日）（PDF）](#)

[欧州共同体商標意匠庁、欧州連合商標規則第28条\(8\)の対応について公表（2016年2月16日）（PDF）](#)

[欧州議会が商標制度改革パッケージ法案を承認、EUの商標制度改正へ（2015年12月16日）（PDF）](#)

[EU議長国ラトビアと欧州議会、共同体商標規則・商標ハーモ指令・OHIM手数料規則の改正に仮合意（2015年4月22日）（PDF）](#)

(以上)